

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として、平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されている。しかし、平成15年以降、いわゆるハッピーマンデー化により、7月の第3月曜日が祝日とされているところである。

我が国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の経過等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全に思いをはせる機会とするためにも、「海の日」の祝日を当初の7月20日に固定化することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月30日

鹿児島県霧島市議会議長 阿多 己清

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿